

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、地域における高齢者福祉施策の供給体制の確保と保険給付の円滑な実施を一体化したものです。

老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）

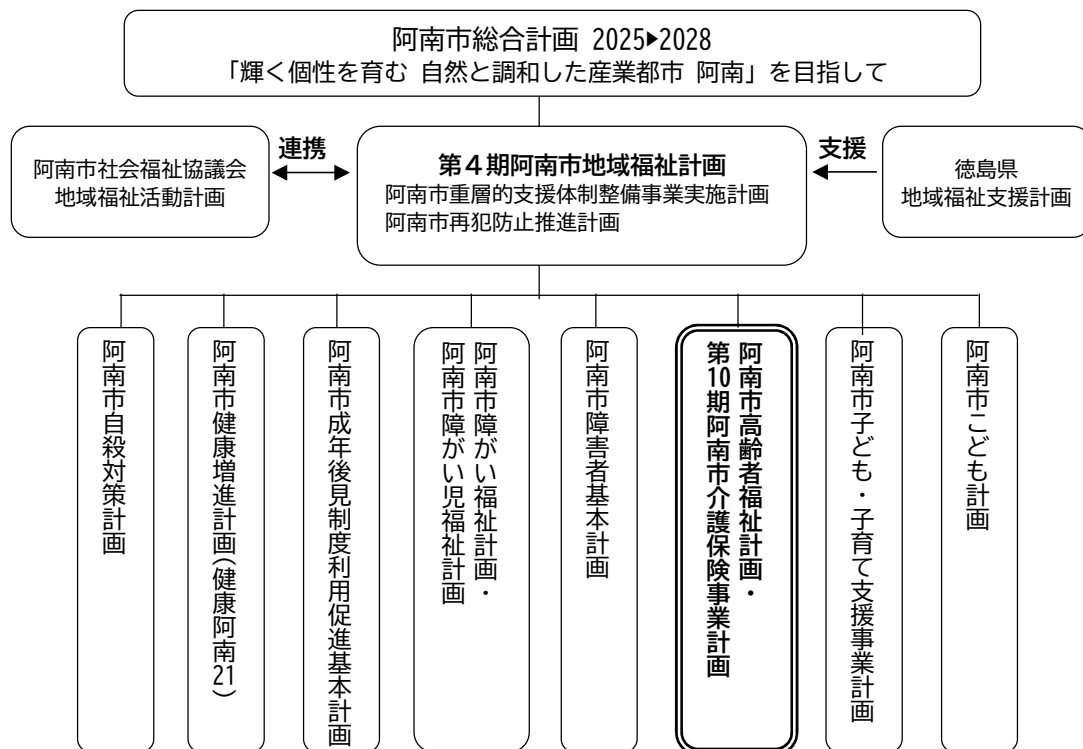
- 1 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

- 1 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 7 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 他の計画との関係

本計画の策定においては、国や県の基本的な指針や関連計画の内容を踏まえつつ、本市の最上位計画である「阿南市総合計画」をはじめ「地域福祉計画」との整合性を保ちながら、他の関連する計画との調和を図ると共に、現行計画との進捗状況等を十分検討した上で策定します。



2 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

本計画を推進することで、2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組にもつなげていきます。本計画と関連付けたSDGsの目標である『目標3すべての人に健康と福祉を』、『目標11住み続けられるまちづくりを』、そして『目標17パートナーシップで目標を達成しよう』を具体的な指針として設定し、高齢者にとって住みやすい地域社会の構築を進めます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



3 地域福祉計画とのつながり

本市では令和8年3月に、地域福祉の基本方針を示す第4期地域福祉計画を策定しました。地域福祉とは、地域で生活する高齢者や障がい者、子どもたちなど全ての人が自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、お互いに支え合い、協力し、生活を共に楽しむ地域を築き上げていくことを目指します。

この第4期地域福祉計画は、『「ちいき」の力を合わせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを作る』ことを基本理念とし、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、地域住民が主体的に地域づくりを進める計画として推進していきます。

本計画は、この地域福祉計画が掲げる理念に基づき、特に高齢者の視点から、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策を展開するものです。両計画が一体となって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の構築を推進していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年3月に策定した計画（第9期）を見直し、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。

なお、介護保険事業については、『団塊ジュニア世代』が、65歳以上となる2040年（令和22年）の介護需要等を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
総合計画	総合計画 2025▶2028						
地域福祉計画	第 3 期	第 4 期					
地域福祉活動計画 (阿南市社会福祉協議会)	第 3 期	第 4 期					
自殺対策計画	後期						
健康増進計画 (健康阿南 2 1)	第 2 次後期						
成年後見制度 利用促進基本計画	第 2 期						
一体的に策定	障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第 5 期	第 6 期				
	障害者基本計画	第 4 次	第 5 期 (R 9 ～ R 14)				
一体的に策定	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第 9 期	第 10 期 (R 9 ～ R 11)				
	認知症施策基本計画						
	こども計画						
	子ども・子育て 支援事業計画	第 3 期					

一
体
的
に
策
定

一
体
的
に
策
定

5 計画の策定体制等

- (1) 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会
本計画の策定に当たっては、保健・医療・福祉の関係者及び学識経験者等で構成する「阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会」において、計画内容等について、広い視野からの検討審議を受ける。
- (2) 阿南市地域密着型サービス運営協議会
阿南市地域密着型サービス運営協議会では、地域密着型サービスの適正な運営を図るための審議を行う。
- (3) 阿南市地域包括支援センター運営協議会
阿南市地域包括支援センター運営協議会では、地域包括支援センター（以下「高齢者お世話センター」という。）の適正な運営を図るための審議を行う。
- (4) 県との連携
本計画の策定に当たっては、県が策定する「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「徳島県保健医療計画」との整合性を図るため、県との連携に努める。
- (5) アンケート調査の実施
65歳以上の高齢者、介護保険サービスの利用者、介護サービス事業者等を対象としたアンケート調査の実施により、本市における高齢者の現状及び介護保険サービスの利用状況について総合的に把握します。

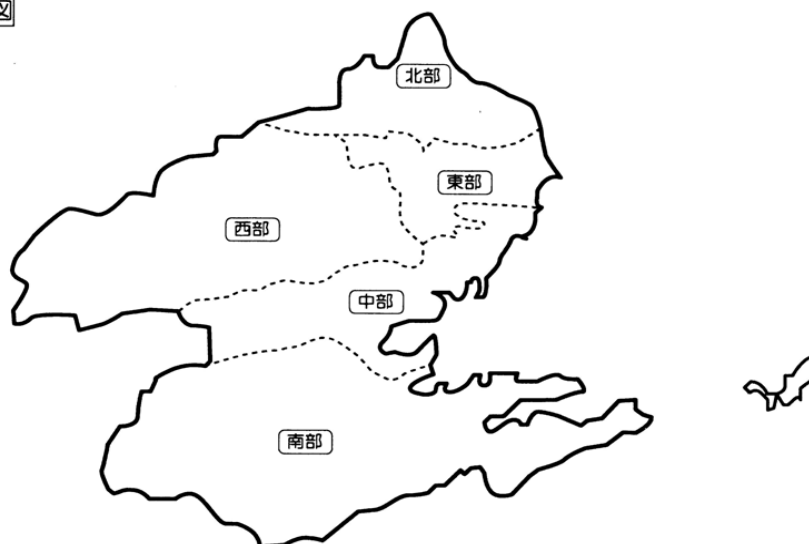
6 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するための高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化させることが必要となっています。

本市では、地理的状況・人口・校区・交通事情・住民の生活形態・地域の特性などを総合的に勘案して、5つの日常生活圏域を定めています。

各圏域においては、高齢者お世話センターが中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワーク構築等に取り組んでいます。

圏域図



圏域	町名					
東部圏域	富岡町 原ヶ崎町 黒津地町 横見町	学原町 西路見町 向原町	日開野町 出来町 辰己町	七見町 豊益町 宝田町	領家町 福村町 上中町	住吉町 畠町 柳島町
中部圏域	才見町 阿瀬比町	中林町 山口町	見能林町 桑野町	大湊町 内原町	津乃峰町	橘町
西部圏域	長生町 吉井町 大田井町	上大野町 加茂町 細野町	中大野町 深瀬町	下大野町 十八女町	楠根町 水井町	熊谷町 大井町
南部圏域	新野町	福井町	椿町	椿泊町		
北部圏域	伊島町	那賀川町	羽ノ浦町			

(1) 日常生活圏域別 第1号被保険者数・認定者数

(単位:人)

	東部圏域		中部圏域		西部圏域		南部圏域		北部圏域		全体	
	R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8
65歳～74歳	2,453	2,144	2,378	2,044	1,218	1,042	1,239	964	3,385	2,994	10,673	9,188
75歳～	2,997	3,277	3,033	3,199	1,468	1,574	1,627	1,737	3,763	4,131	12,888	13,918
第1号被保険者数 合計	5,450	5,421	5,411	5,243	2,686	2,616	2,866	2,701	7,148	7,125	23,561	23,106
第1号被保険者数 割合	23.1	23.5	23.0	22.7	11.4	11.3	12.2	11.7	30.3	30.8	100	100
要支援1	81	109	82	105	43	44	41	53	93	153	340	464
要支援2	124	157	135	181	73	103	57	70	173	218	562	729
要介護1	212	213	200	179	97	96	104	89	281	323	894	900
要介護2	162	185	144	174	85	87	81	100	219	247	691	793
要介護3	126	149	139	136	78	75	81	85	203	216	627	661
要介護4	142	152	144	168	89	76	93	74	159	157	627	627
要介護5	94	100	104	101	55	55	54	55	107	110	414	421
認定者数 合計	941	1,065	948	1,044	520	536	511	526	1,235	1,424	4,155	4,595
認定者数 割合	22.6	23.2	22.8	22.7	12.5	11.7	12.3	11.4	29.7	31.0		

(令和5年及び令和8年、それぞれ6月末日現在。住所地特例を除く)

(2) 日常生活圏域別 サービス事業所・施設数

(単位:か所)

		東部圏域		中部圏域		西部圏域		南部圏域		北部圏域		全体	
		R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8	R5	R8
在宅サービス	訪問介護	10	9	3	2	0	0	1	1	11	11	25	23
	訪問入浴介護	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	訪問看護	24	27	10	8	0	0	4	5	15	16	53	56
	訪問リハビリテーション	19	20	5	4	0	0	3	4	8	10	35	38
	通所介護	6	6	3	3	2	2	0	0	9	6	20	17
	通所リハビリテーション	33	35	14	10	2	2	4	5	18	20	71	72
	短期入所生活介護	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	8	8
	短期入所療養介護	2	2	1	0	0	0	1	2	1	1	5	5
	福祉用具貸与	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3
	福祉用具販売	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	4	3
	居宅療養管理指導	44	49	23	17	4	4	6	7	27	27	104	104
	特定施設入所者生活介護	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	居宅介護支援	13	12	3	1	1	1	2	2	9	7	28	23
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	0	2	4	1	1	1	3	2	3	3	11	9
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	3
	小規模多機能型居宅介護	3	4	2	1	1	1	1	1	2	2	9	9
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	2	2
	認知症対応型共同生活介護	1	4	3	0	0	0	1	1	7	7	12	12
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	2
	介護老人福祉施設	2	3	0	0	1	1	1	1	3	3	7	8
	介護老人保健施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	4	3
	介護医療院	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設・居住系サービス	合計	164	182	79	52	14	13	29	34	122	122	408	403
	増減(令和5年との比較)	18		▲	27	▲	1	5		0		▲	5
	事業所数割合(%)	40.2	45.2	19.4	12.9	3.4	3.2	7.1	8.4	29.9	30.3		

(参考) 県ホームページ 介護保険法における指定事業者一覧(令和5年及び令和8年、それぞれ7月1日現在。休止事業所を含む)

註、 停止事項の適用

第2章

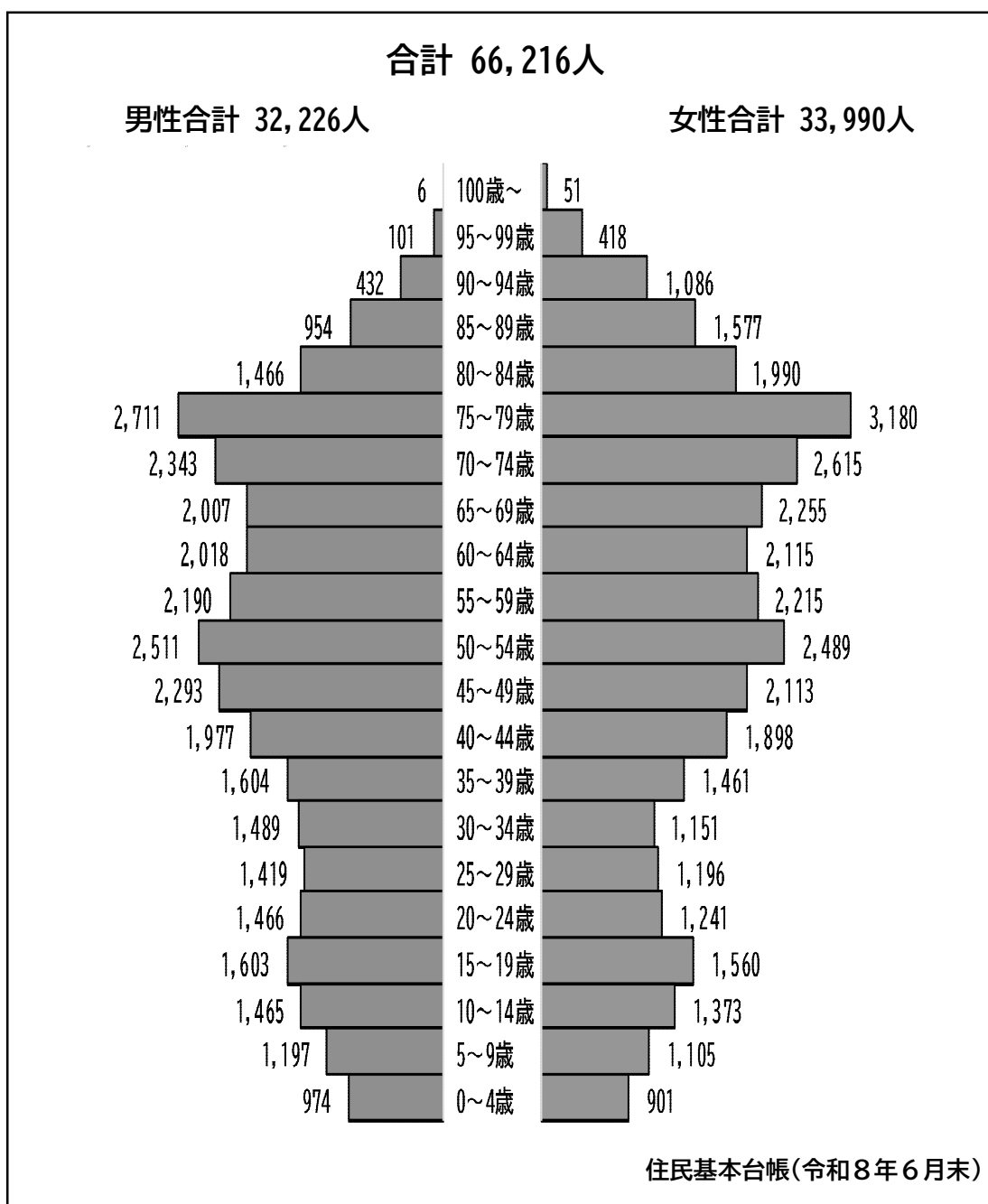
高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の現状

(I) 人口ピラミッド

令和8年6月末現在の総人口は、66,216人で、男性が32,226人、女性が33,990人となっています。男女ともに75～79歳の年齢階層が最も多くなっています。

人口ピラミッド



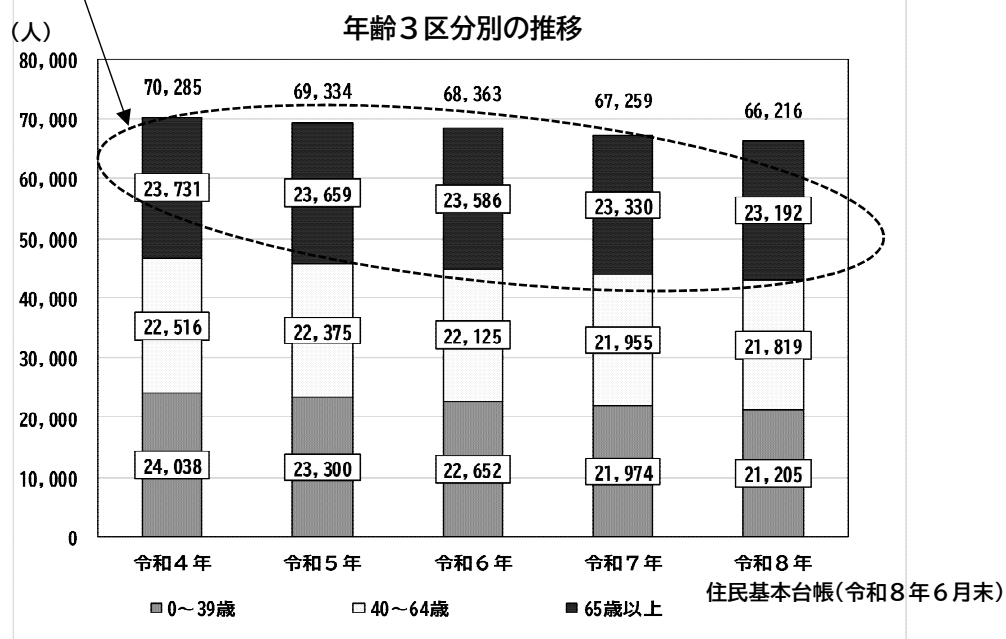
(2) 年齢3区分別人口の推移

人口構成の推移をみると、総人口は年々減少しています。

令和3年まで増加していた65歳以上人口（第1号被保険者）についても、令和3年をピークに減少に転じており、0～39歳人口、40～64歳人口（第2号被保険者）とも減少しています。

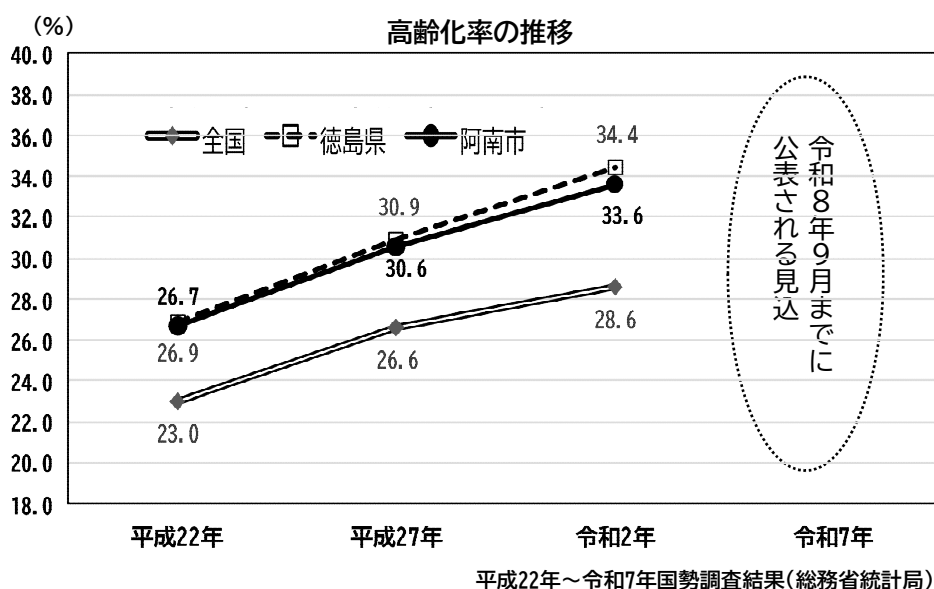
【ポイント】

65歳以上人口…令和3年（23,833人）までは増加していましたが、令和4年から減少しており、令和9年度以降も同様の傾向が予想されます。



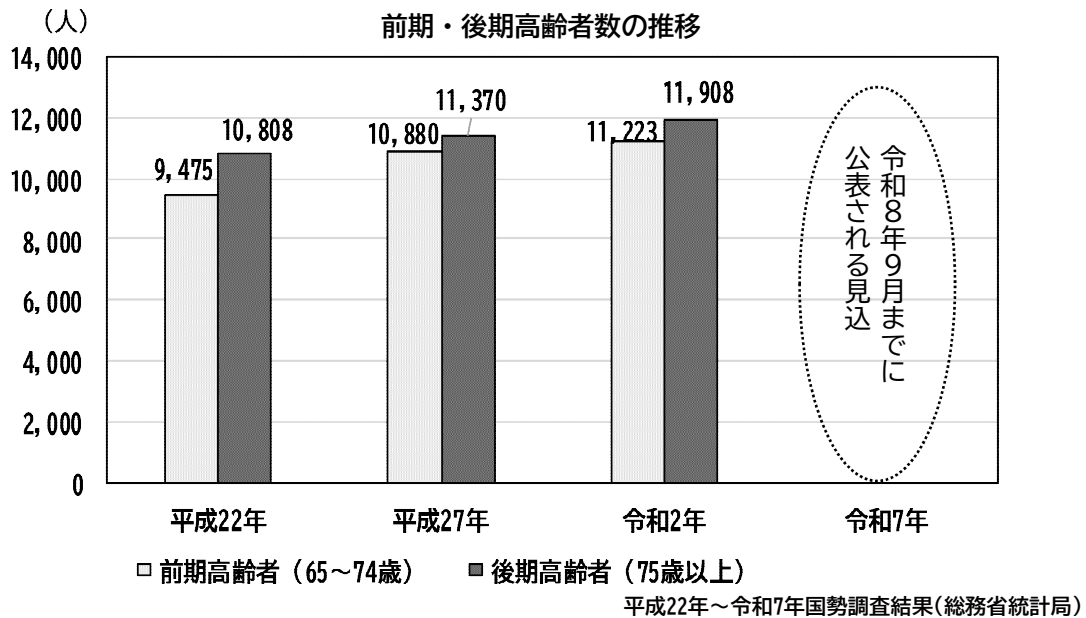
(3) 高齢化率の推移

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移は年々増加



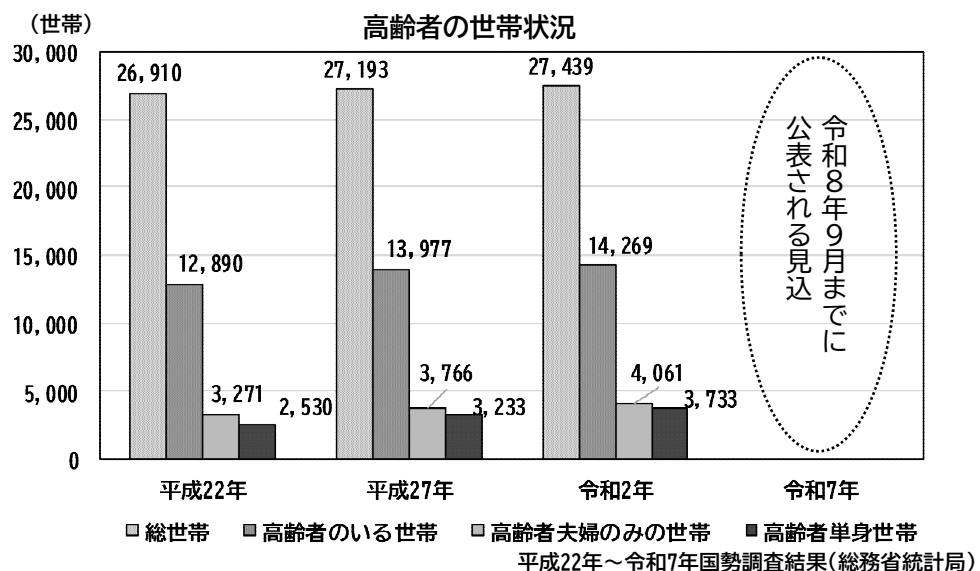
(4) 前期・後期高齢者数の推移

平成17年時点では、後期高齢者数が前期高齢者数を226人下回っていたが、高齢者人口に占める前期・後期高齢者の割合は、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている。



(5) 高齢者の世帯状況

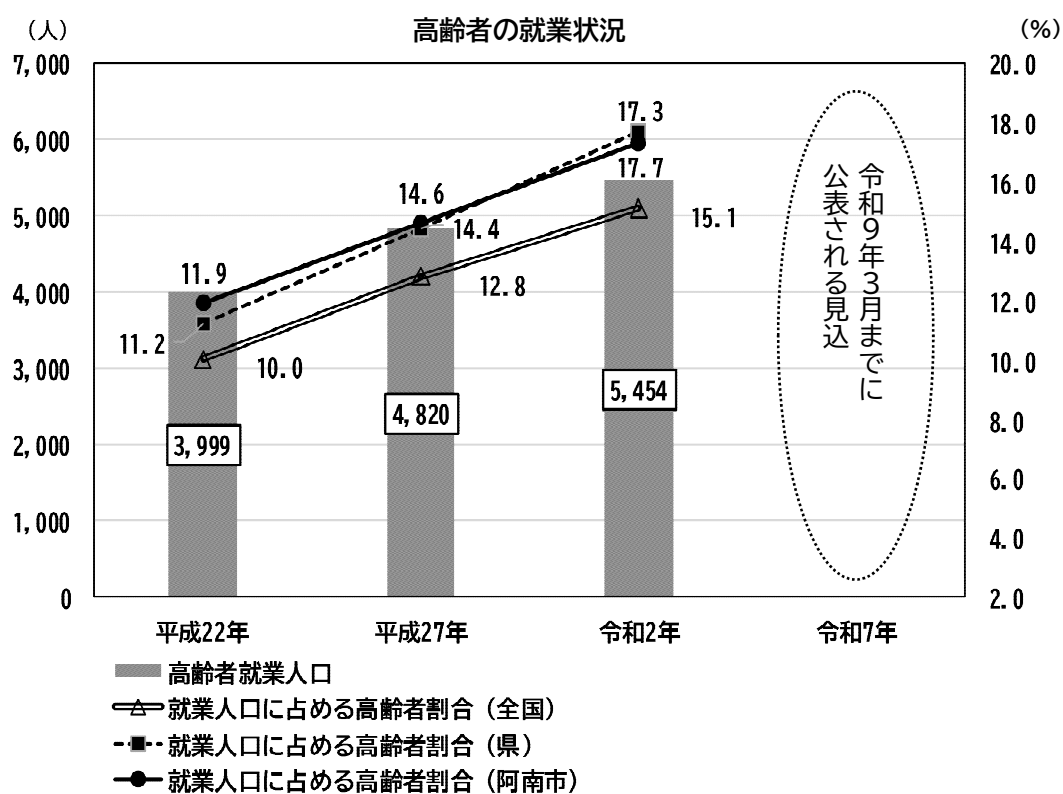
高齢者人口は令和3年まで増加して令和4年から減少((2)のグラフ)。
(高齢者単身世帯数の推移などを記載予定)



(6) 高齢者の就業状況

高齢者就業人口は、平成17年から平成22年までは、ほぼ横ばいで推移。平成27年は4,820人、令和2年は、5,454人と増加。

また、就業人口に占める高齢者割合も増加しており、県と市は全国と比較すると高くなってる。

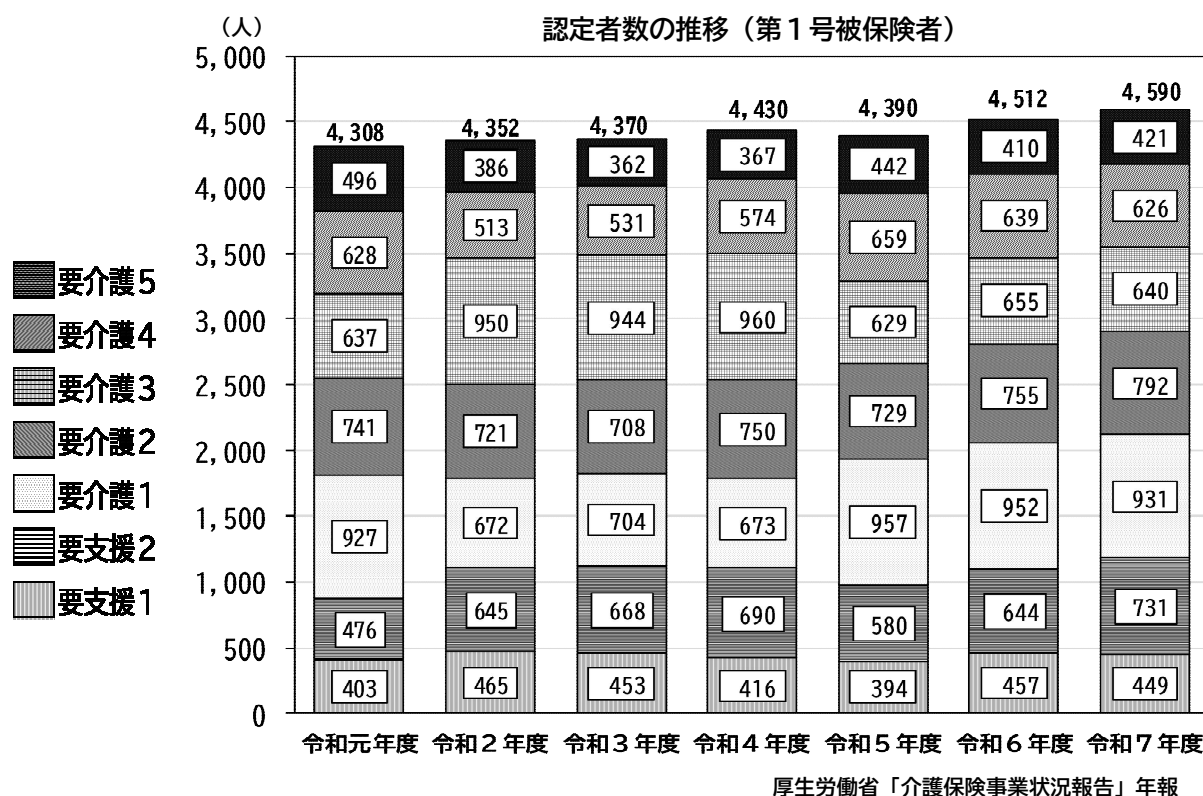


2 要介護（要支援）認定者の現状

(1) 認定者数の推移

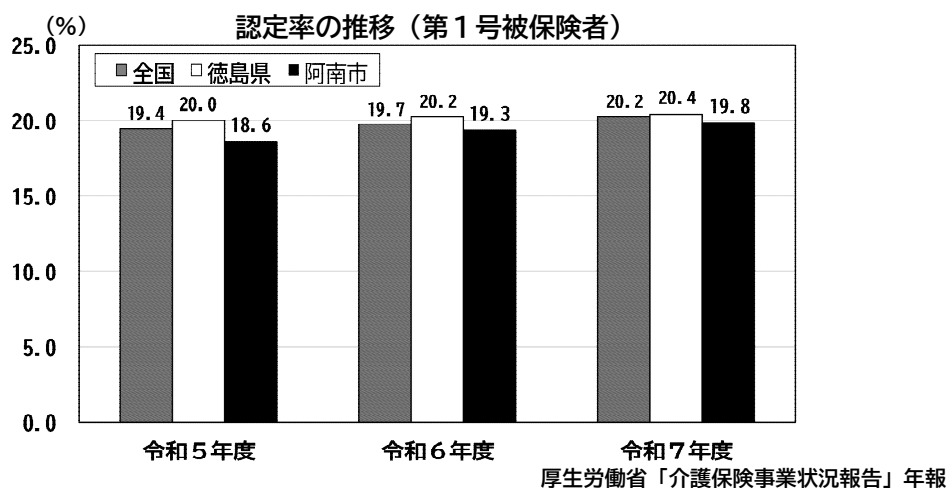
第1号被保険者の認定者数の推移をみると、令和元年度から令和4年度まで増加し、令和5年度で減少した後、増加しています。

令和7年度の要介護4及び要介護5の認定者数は1,047人で、総認定者数の約22.8%を占めています。また、要支援1及び要支援2の認定者数は1,180人で総認定者数の約25.7%を占めています。



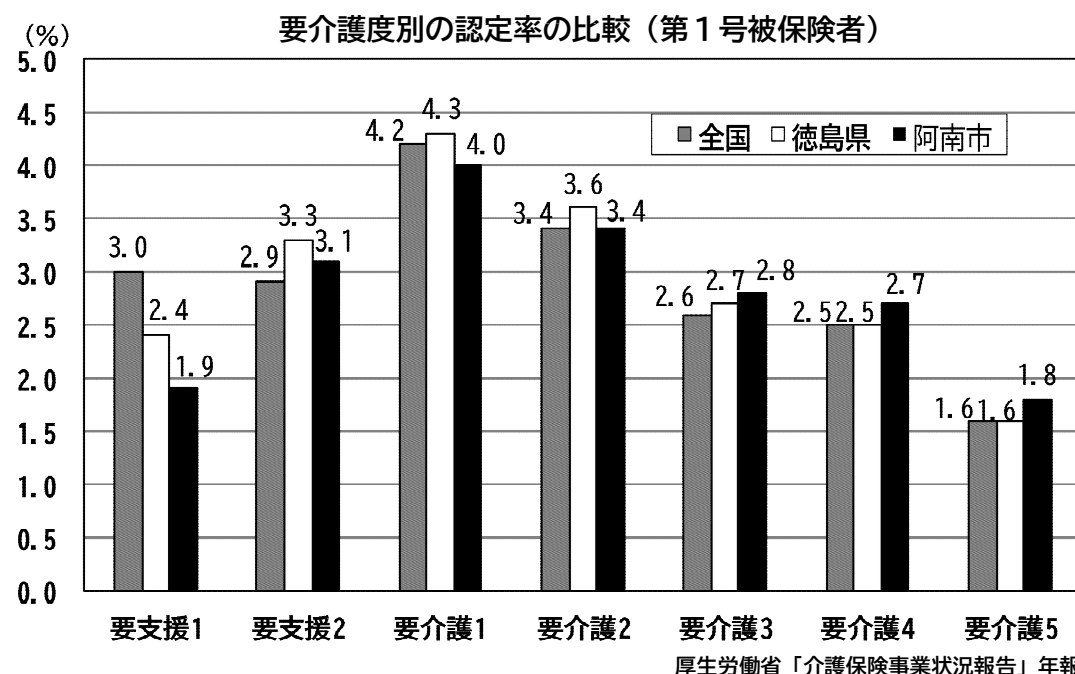
(2) 認定率の推移

第1号被保険者に占める認定率は、令和5年度の18.6%から令和7年度は19.8%と1.2ポイント増加しています。本市は、全国及び県と比較すると、低くなっています。



(3) 要介護度別の認定率の比較

第1号被保険者の要介護度別の認定率は、本市は全国及び県と比較して、要支援1の認定率が低い一方で、要介護3以上の認定率が、高くなっています。



(4) 介護認定審査

介護認定審査件数は、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」が令和4年度末で終了したことから、令和5年度が4,316件と一時的に増加し、令和6年度3,195件、令和7年度3,918件と推移しています。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護認定審査会の開催状況		131 回	106 回	120 回
認定申請件数		4,798 件	3,172 件	4,074 件
(内訳)	新規申請	1,106 件	1,124 件	1,093 件
	更新申請	3,149 件	1,465 件	2,404 件
	区分変更申請	543 件	583 件	577 件
介護認定審査件数		4,316 件	3,195 件	3,918 件

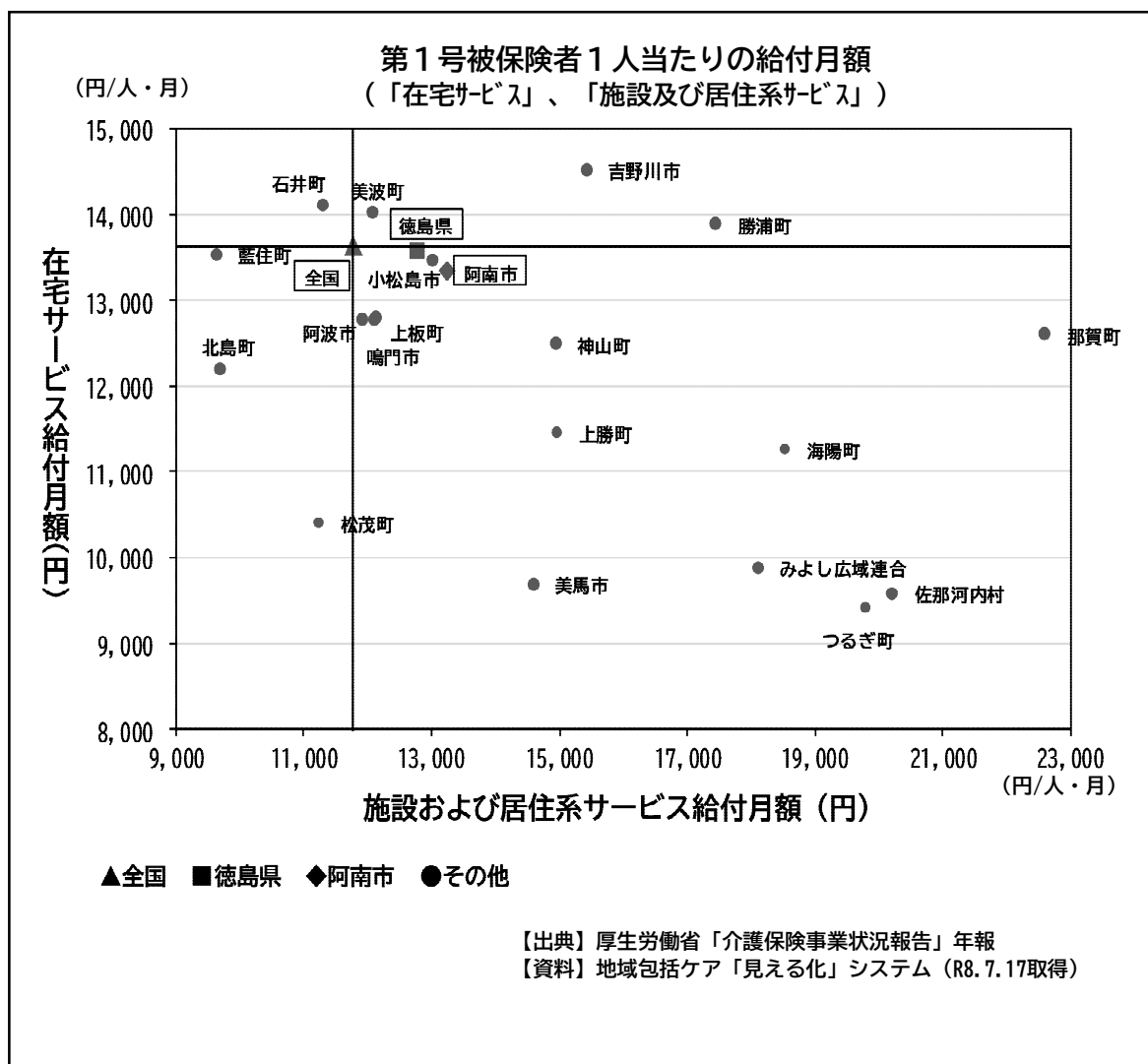
(5) 在宅サービス・施設及び居住系サービス給付月額

第1号被保険者1人当たりの「在宅サービス」と「施設及び居住系サービス」の給付月額を、全国平均、県及び県内他市町村について散布図で比較しています。グラフの上に位置するほど「在宅サービス給付月額」が高く、右に位置するほど「施設及び居住系サービス給付月額」が高いことを示します。

本市は、「在宅サービス給付月額」が13,340円で県や全国平均をやや下回っていますが、「施設及び居住系サービス給付月額」は13,246円で、全国平均及び県を上回っています。

第1号被保険者1人当たりの給付月額（県・国との比較）

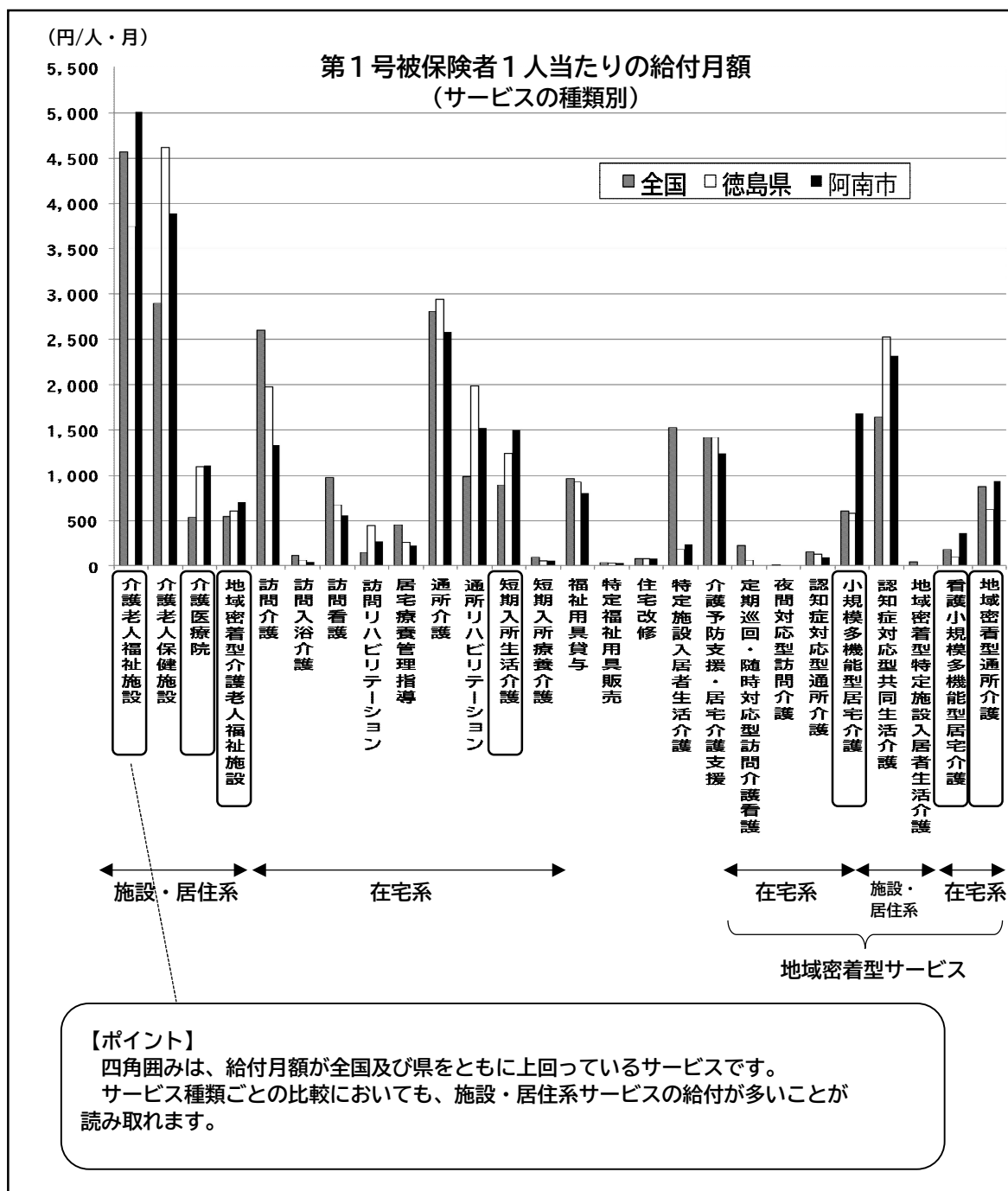
	阿南市	徳島県	全国
在宅サービス	13,340 円	13,580 円	13,635 円
施設・居住系サービス	13,246 円	12,764 円	11,773 円



(6) サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額

(5)の区分から、さらにサービスの種類別に、第1号被保険者1人当たり給付月額を比較したものが、次のグラフです。

本市は、全国及び県と比較すると、介護老人福祉施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護が高くなっています。



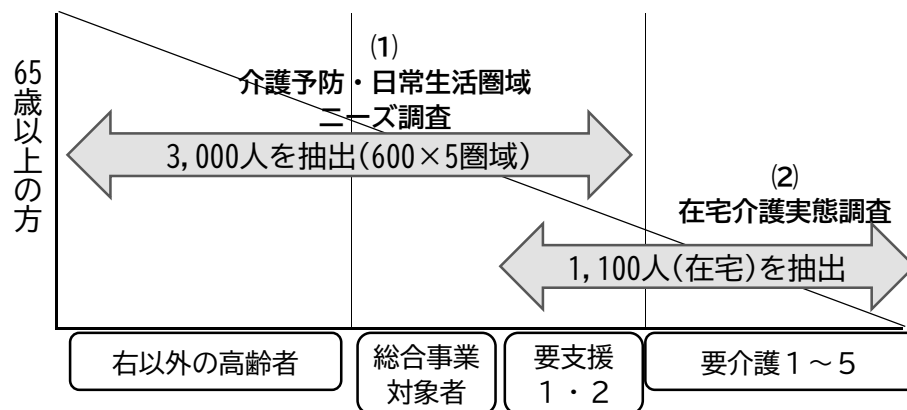
3 高齢者等の実態調査の結果から見た高齢者の状況

2040年を見据えるに当たり、認知症高齢者、独居高齢者、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれることから、地域の実情に応じたきめ細やか、かつ、効果的・効率的なサービスの提供がより一層求められます。

本市では、厚生労働省の示す各種調査を活用し、年齢・世帯状況・介護度やサービス利用状況等の様々な要素を組み合わせ、現状分析を行いました。

介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

- 5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案するとともに、…（中略）…市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。



(I) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・健康づくり、日常生活支援総合事業等について、要介護状態になる前の高齢者を対象とした調査です。

調査目的	○ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の課題を特定する。 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。 （からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などについて質問）								
対象者	要介護認定（要介護１～５）を受けていない６５歳以上の市民。３,０００人（各圏域６００人ずつ）を無作為抽出。 ・ 要支援１又は要支援２ ・ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者 ・ 上記以外の高齢者								
調査方法	郵送（令和８年２月１６日～）								
回答状況	各圏域ごとの回収率は、ほぼ同程度であり、全体として６８．０％の回答を得ています。 <table><tr><th rowspan="2">圏域</th><th colspan="2">回収状況</th></tr><tr><th>圏域別</th><th>全体</th></tr><tr><td>東部</td><td>３９８人</td><td></td></tr></table>	圏域	回収状況		圏域別	全体	東部	３９８人	
圏域	回収状況								
	圏域別	全体							
東部	３９８人								

	中部	408人	2,041人	回収率 68.0%	
	西部	410人			
	南部	420人			
	北部	405人			

(2) 在宅介護実態調査

「住み慣れた地域での在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効なサービス利用のあり方やサービス整備の方向性を検討するため、本人及び介護者を対象とした調査です。

調査目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの利用・整備の在り方を検討する。 (利用しているサービス、施設入所の検討状況、主な介護者の状況(行っている介護、就業状況)などについて質問)
対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」の認定調査を受けた市民1,120人
調査方法	郵送（令和8年2月16日～）
回答状況	回収率は、60.2%（675人）